

岡山県公報		発行 岡山県		目次
担当課（室）				
○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を廃止する規則 （県例規集登載） 【規則】	生活衛生課	○ 令和四年度第一回岡山県警察官採用試験の実施 【警察本部】	警務課	目次
○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 【告示】	環境管理課			
○ 道路の区域変更	道路整備課			
○ 道路の供用開始	〃			
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 【企業局】	防災砂防課			
○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 （県例規集登載）	総務企画課			
○ 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正 【教育委員会】 （県例規集登載）	教育委員会			
○ 令和四年度岡山県職員A採用試験（Aピル型）の実施 【人事委員会】	人事委員会			

令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

◎岡山県規則第十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を廃止する規則
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年岡山県規則第四十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 国立療養所邑久光明園

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地

氏 名 園長 青木 美憲

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 国立療養所邑久光明園

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地

令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		68の２－ロ 病院に設置される洗浄 施設（123－３）		68の２－ロ 病院に設置される洗浄 施設（123－４）		68の２－ハ 病院に設置される入浴 施設（18－３）		68の２－ハ 病院に設置される入浴 施設（18－４）		68の２－ハ 病院に設置される入浴 施設（123－１）	
能 力		4. 2kg		7kg		0. 25m³		同左		0. 39m³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和４年３月31日		同左		令和４年４月１日		同左		令和４年３月31日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和４年４月１日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続２時間		同左		断続１時間		同左		断続３時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m³／日）	0. 1	0. 2	同左		0. 3	0. 6	0. 3	0. 6	0. 4	0. 8
	p H	5. 8～8. 6				5. 8～8. 6		同左	同左		
	B O D（mg／L）	110	120			40	50				
	C O D（mg／L）	80	100			40	50				
	S S（mg／L）	110	120			40	50				
	油 分（mg／L）	0	3			3	5				
	T－N（mg／L）	10	30			5	10				
	T－P（mg／L）	1	3			1	2				
	大腸菌群数（個／cm³）	無数	無数			無数	無数				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（123－2）		68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（102）		同左		68の2－ハ 病院に設置される入浴 施設（179－1）		同左	
能 力		0.39㎡		3.2㎡×2基		同左		5㎡		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和4年3月31日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和4年4月1日		－		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（㎡／日）	0.4	0.8	12	15	11	13	15	18	14.4	16.8
	p H	5.8～8.6		同左		同左		同左		同左	
	B O D（mg／L）	40	50								
	C O D（mg／L）	40	50								
	S S（mg／L）	40	50								
	油 分（mg／L）	3	5								
	T－N（mg／L）	5	10								
	T－P（mg／L）	1	2								
	大腸菌群数（個／㎤）	無数	無数								

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
2 102から排出される汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
- (5) 排水口に関する事項
変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 令和4年3月1日から同月22日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 布賀地頭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
高梁市川上町下大竹字横岳一五三番一〇地先から	高梁市川上町下大竹字横岳一五三番一〇地先から	新	一九・九〃 二九・九	一二三・七
高梁市川上町下大竹字横岳一五三番三地先まで	高梁市川上町下大竹字横岳一五三番三地先まで	旧	五・四〃 一四・〇	一二三・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和田北鶴田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
久米郡美咲町和田北字前へ九四二番二地先から	久米郡美咲町和田北字大成八二三番一地先まで	新	六・八〃 二〇・九	六〇・〇
久米郡美咲町和田北字前へ九四二番二地先から	久米郡美咲町和田北字大成八二三番一地先まで	旧	三・一〃 八・八	六〇・〇

◎岡山県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	布賀地頭線	和 田 北 鶴 田 線	高梁市川上町下大竹字横岳一五三番一〇地先から 高梁市川上町下大竹字横岳一五三番三 地先まで	令和四年三月一日
			久米郡美咲町和田北字前へ九四二番二地先から 久米郡美咲町和田北字大成八二三番一 地先まで	

◎岡山県告示第九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

中川町地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱
一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市東区中川町一〇七八番二〇五	一号及び二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号、六号及び十一号
〃	七号
〃	八号
〃	九号
〃	十号
〃	十二号
〃	十三号

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項に次の一号を加える。

五 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条の規定により採用された職員のうち第十五条第一項第八号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とするもの

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第一号

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

岡山県教育委員会

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

第一表A共通の表5人事の部2給与の項中「金」を「金」に改める。

第一表B教育政策の表1人事の部1総括の項中「フナノム・フナノメーベエ」を「フジタニ」に改め、同表4教育企画の部2総合企画の項中「第2次国三県教育振興基本計画」を「国三県教育振興基本計画」に改め、同部3総合調整の項中「新青れの国おかやみ生きたプラン」を「青れの国おかやみ生きたプラン」に改める。

第一表C財務の表2財務の部に次のように加える。

C	内部統制	1	内部統制総括	5
---	------	---	--------	---

第一表D教職員の表4人事の部1総括の項中

3	教師業務アシスタント配置事業	5
---	----------------	---

4

3	教師業務アシスタント配置事業 小1グッドスタート支援事業	5
---	---------------------------------	---

5

改める。

第一表 E 高校教育の表 2 振興の部 1 事業費の項中

8	旧岡山県教育センター解体事業費	10
9	旧岡山県教育センター解体事業費 G I G A スクール構想総括 産業教育設備総括	3

に於て、同表3指掌の部中

に改める。

2	生徒指導	1	集団宿泊研修	1
---	------	---	--------	---

第一表F保健体育の表1総括の部3体育施設の項中

1	体育施設総括	3
2		
3	学校体育施設	3
4	学校体育施設設置状況調査	1

1	体育施設総括 学校体育施設設置状況調査	3
2		
3		
4		

に改め、同表3保健の部2健康管理の項中

5	児童生徒健康診断等	5
---	-----------	---

を

5	児童生徒健康診断等 感染症食中毒等発生報告	5
6		

に改め、同部4環境衛生の項中

1	環境衛生総括 感染症食中毒発生報告 大気汚染	3
2		
3		

を

1	環境衛生総括 大気汚染	3
2		
3		

に改め、同部6保健教育の項中

7	薬物乱用防止教育	3
---	----------	---

を

7	薬物乱用防止教育 がん教育	3
8		

に改め、同部に次のように加える。

B	全国学校保健・安全研究大会	1	全国学校保健・安全研究大会	5
---	---------------	---	---------------	---

第一表保健体育の表5学校体育の部1指導の項中「運動部活動指導者派遣（支援員派遣）」や「運動部活動指導員派遣（支援員派遣）」に改める。

第一表G生涯学習の表2振興の部2国庫補助の項中

5	高等学校奨学事業費補助金 中高生が活躍！おかやま創生を支える 人づくり推進事業	5
6		

を

5	高等学校奨学事業費補助金	5
---	--------------	---

に改め、同部3賞賛奨励の項中「日本スカウトジャンボリー派遣費補助金」や「日本PTA中国ブロック研究大会補

「		
3	地元オーケストラによる学校公演	5
」		

「		
3	地元オーケストラによる学校公演	5
4	文化部活動指導者派遣	3
」		

「		
5	現況届	永
」		
「		
5	現況届	3
6	児童手当消滅者書類	7
」		

「		
12	計算書（臨時的任用職員）	5
13	支払調書	7
」		

「		
6	復職支援システム	5
7	メンタルヘルス出前研修	5
8	メンタルヘルス支援員	5
9	ストレスチェック	5
」		

「		
6	復職支援システム	5
7		
8	ストレスチェック	5
9	職場環境改善支援事業	5
10		
11	過重労働対策	5
」		

「		
4	健康管理医 ・産業医	5
」		

の頁中	3	主任・特別支援学校・多学年担当	5

3	主任・特別支援学校・多学年担当	5
4	復職調整	5
5	管理職手当・期末勤勉手当	5

に改め、同表5生涯学習の部C補助・委託

事業の頁中	31	地域学校協働本部	5
	32	中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業	5

31	地域学校協働本部	5
----	----------	---

に改め。

第二表8博物館の表2学芸の部2蔵書の頁中		1	資料借用証	永
----------------------	--	---	-------	---

1	資料借用証	永
2	長期借用承諾書	永

に改め。

第二表11県立学校の表2庶務の部7補助金の頁中		13	高校生等教育給付金支給台帳	5
-------------------------	--	----	---------------	---

13	高校生等教育給付金支給台帳	5
14	高等学校等専攻科就学支援金	5

に改め、同表3教務の部5クラブ活動・部活動の項中

3	部活動指導記録簿	5
4	クラブ活動・部活動総括	1

に改め。

第二表13県立図書館の表4資料情報の部2図書の頁中		1	図書選定(同)	5
		2	寄付採納調書	5

1	寄付採納調書	5
2	寄付採納調書	5

に改め、同表4

4	統計	1	分類別蔵書点検表	永
---	----	---	----------	---

に改め。

4	1	
---	---	--

に改める。

第二表14 総合教育センターの表を次のように改める。

1	総括	1	総括	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	全国及び中国地区協議会 岡山県公立学校教員研修総合企画委員会 センターだより（羅針盤） 要覧 国立教育政策研究所 免許法認定講習 所員研修 スキルアップ研修 広報	3 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3
2	総務	1	総括	1	総務総括	3
3	企画	1	研修企画調整	1 2 3	研修企画調整総括 事業評価総括 外部評価委員会	3 3 3
		2	教員等研修事業	1 2 3 4 5	教員等研修事業総括 管理職研修 プレ管理職研修 リーダー研修 事務職員研修	3 3 3 3 3
		3	調査研究	1	調査研究総括	3
		4	教育情報化	1 2	教育情報化総括 情報システム管理・運用	3 3

4	研修	1	教員等研修事業	1	教員等研修事業総括 経験年数別研修 悉皆研修 専門研修 手引等作成	3 3 3 3 3
				2		
			教育課程	1	教育課程総括	3
		2	教育支援	1	教育支援総括	3
5	教育支援	1	教育相談	1	教育相談総括 教育相談実施概要	3 3
		2	総括	1	各種団体総括	2
6	各種団体	1				

附 則
この訓令は、公布の日から施行し、令和二年度以降において完結した文書から適用する。

◎岡山県人事委員会公示第三号

令和四年度岡山県職員A採用試験（アピール型）を次のとおり実施する。

令和四年三月一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	十一名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成八年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十三年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者
イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 基礎能力試験
言語的理解力、数量的処理能力及び論理的思考力について択一式による筆記試験を行う。
- (2) アピールシート試験
積極性、調整力・コミュニケーション能力、意欲、表現力・国語力等について記述試験を行う。
- (3) 適性検査
性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験
グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------

令和四年四月十七日（日曜 日）		岡山会場			
東京会場					
		都道府県会館	東京都千代田区平河町二丁目六番三号	岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和四年六月二日（木曜日）から同月七日（火曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和四年五月十一日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和四年六月十六日（木曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和五年四月一日とする。

2 給与

(1) 令和四年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和四年三月一日（火曜日）から同月三十一日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県警察告示第十一号

令和四年度第一回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和四年三月一日

岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分				採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察官A (令和五年四月採用)		男性	十八名		警察本部、警察署等において、個人の生命、身体及び財産の保護に当たり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事する。
警察官B (令和四年十月採用)		女性	五名		
男性	九名				
女性	三名				

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A	平成元年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者に卒業見込みの者 (2) 岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官B	平成元年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。 (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が、同等の資格があると認める者を含む。） (2) 学校教育法による高等学校を令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が、同等の資格があると認める者を含む。）

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者

三
試験の方法
のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者につ

いて行う。
1 第一次試験

警察官 A							試験区分
							種目
教養試験							内 容
論文試験							
適性検査							
体力試験							
身体検査 1							
資格加点							七 1 の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。
英語							
剣道							
柔道							
分 野							
資格・免許・検定・経歴							
二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）							
二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）							
実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC 四七〇点以上（団体特別受験制度（IP テスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験 C 級以							

中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
上	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	日商簿記検定試験二級以上	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者
令和四年四月一日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。				
(1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会				
(2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会 のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技				

							警察官B	
							教養試験	
							作文試験	
							適性検査	
							体力試験	
							身体検査1	
							資格加 点	
							七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。	
							指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。	
							反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシヤトルランを行う。	
							性格、心理等について検査を行う。	
							表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	
							高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。	
							イ アに該当しないが、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技	
							分 野	
							資格・免許・検定・経歴	
							柔道	
							二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）	
							剣道	
							二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）	
							英語	
							実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以	

中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	日商簿記検定試験二級以上	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者	令和四年四月一日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。 (1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会 (2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会 のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技

	イ アに該当しないが、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技

2 第二次試験

(1) 口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

(2) 身体検査²

所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。 検

項目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上
色覚	職務遂行に支障のないこと。
聴力	職務遂行に支障のないこと。
精密検査	職務遂行に支障のない身体状態であること。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	試験会場
令和四年五月八日（日曜日）	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟 岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟

(2) 体力試験及び身体検査¹

試験の期日	試験会場
令和四年四月三十日（土曜日）から五月四日（水曜日）まで及び同月七日（土曜日）のうち一日（受験申込者に対して、直接通知する。）	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

2 第二次試験（口述試験及び身体検査2）

口 述 試 験 の 期 日	口 述 試 験 会 場
令和四年七月二日（土曜日）から同月四日（月曜日）まで及び同月九日（土曜日）から同月十二日（火曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県警察本部の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県警察本部のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区 分	発 表 の 期 日	内 容
第一次試験	令和四年五月二十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和四年七月二十日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載した者の中から、岡山県警察本部長が決定する。なお、採用時期は、原則として、試験区分が令和四年十月採用の者にあつては同月一日とし、試験区分が令和五年四月採用の者にあつては同月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 令和四年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分	学 歴	給 料 月 額
警察官 A	大学卒業者	二二七、九〇〇円
警察官 B	短期大学卒業者	二〇〇、四〇〇円
	高等学校卒業者	一八五、六〇〇円

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。
- 七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、令和四年三月一日（火曜日）から同年四月一日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和四年三月一日（火曜日）から同年四月一日（金曜日）までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、岡山県警察本部のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。